

令和2年9月定例会 総務環境委員会委員長報告

ただ今から総務環境委員長報告を行います。

9月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件です。

去る9月14日午後2時から所管部課長出席のもと委員会を開催し審査を行いました。日程に従い報告いたします。

議案第43号「諏訪南行政事務組合規約の一部変更について」は、諏訪南リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関する事務における負担する分担金の割合を改めるためのもの。

委員会では、処理するものによって、関係する自治体が違うが、設置する区域を分ける条件は何か。との質疑に対して。機械工事の部分と土木建築設備工事の一部は一体なので、機械を置く関係の部分の床面積で算定している。との答弁がなされ、討論はなく、全会一致で原案の通り可決すべきものと決した。

議案第46号「茅野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人番号通知カードに係る規定を削るためのもの。

質疑では、この改定の基の法律は昨年5月31日に公布され、今年5月25日施行で通知カードの新規発行・再発行が廃止されている。その後6月に定例議会があったが、何故、9月議会への提案なのか。との質疑に対し、庁内の条例改正の検討委員会の6月議会の締め切りが過ぎていたので9月に提案させてもらった。また、他自治体では、5月25日、ほかにも6月3日にホームページへ記載している。茅野市では、7月13日。遅いのではないか。文言改正だけなのでこうした対応になったのか。との質疑には、基本は、法に合わせて条例も改正が必要だが、庁内会議が必要であり、例規審査会・地域経営会議などの手順を踏む中で、日程的に難しかった。との答弁。また、通知カードを無くした市民が市役所

で、再発行を求めた時はどういった対応をしているのか。との質疑に対し、5月25日以降は、再発行できないことを伝え、マイナンバーを知りたいという市民には、番号を記載した住民票を交付している。との答弁。さらに、マイナンバー制度が始まる前の国会で、税の申告他の手続き上において、マイナンバーを記入しなくても、不利益を被ることは何もない。との確認がなされていたがこの点は変わっていないか。自分の番号を知っていなくても社会生活上不利益を被ることは一切ないということは変わらないか。との質疑に、市役所においては、税の申告や給付などについても番号を書かなくても問題はない。しかし、民間の保険手続きなどの申告をする時に、記入を求められるということで、番号を知りたいと市役所に来られる方はいる。との答弁。討論はなく、全会一致で原案の通り可決すべきものと決したことを、報告いたします。

議案第59号「財産の取得について」は、市内小中学校の児童生徒、教師が授業等で使用するタブレット端末等を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるためのもの。

質疑では、入札での価格は、予定価格の何%だったか。入札への辞退が多いが、応札もしなかったのか、入札の中での辞退なのか。同様の入札でこうしたことは多いのか。などの質疑がなされ、13社に入札をお願いし、9社が辞退。4社による入札だった。4社の内2社が辞退し、最終的には2社による入札会となった。応札が少なかった理由としては、台数が多いため、台数の確保が出来ない、設定などの作業要員の確保が難しい、ソフトウェアが指定商品となっているなどが考えられる。落札者は予定価格の98.86%との答弁。また、転校や児童生徒数の変化に対応できる予備等は考慮されているか。との質疑に、予備は確保している。児童・生徒数は減少傾向にあり、今後もこの基数で対応できると考えている。との答弁。さらに、どんな授業に使う予定か。ノートとか要らなくなるのか。との質疑に対し、すべての授業に使う考えでいる。ノートが要らなくなるのではなく、文房具が一つ増えたと考えていただければよいと思う。との答弁がなされた。討論はなく、全会一致で原案の通り可決すべきものと決したことを、報告いたします。

請願3は、「消費税を5%に引き下げをを求める意見書の提出を求める請願書」です。提出者は、消費税をなくす茅野市民の会 代表 田辺富貴雄氏、紹介議員は伊藤勝議員であります。

委員会の開催に先立ち協議会を開催し、提出者から請願の趣旨を聞き、また委員会では紹介議員から説明を聞き、市側の所見も聞いたうえで、委員会を開催。

委員会では、市に対して5%に引き下げること、茅野市の財源への影響はあるのか。との質疑に対し、6億円ほどの地方消費税交付金が減るのではないかと答弁。また、財源が減った場合に、国は何か処置をして貰えるのか。との質疑に対し、地方交付税の制度の中で、国が認める一定の行政サービスを賄う財源については、不足すれば国がその分の穴を埋めくれることは考えられる。その財源については、国の予算編成で決まるものとする。最近では国の財政事情も悪く、交付税で賄えない分は、臨時財政対策債を発行する手立てが取られる。現状も茅野市が本来受けられる交付税に対する不足額は10億円ほどあるが、それに上乗せされることが予想できる。との答弁。

紹介議員への質疑で、消費税は、税としては公平だと考えるのだが、意見書に書かれている、不公平・格差拡大の原因との認識なのか。滞納の増えている原因が消費税にあるとの認識には同意されているのか。との質疑に対し、本当は、生計費非課税にすべきだが、なされていない。滞納の中で消費税が一番多いと聞いている。との答弁がなされ、また、税率を引き下げること、財源が減るわけだが、その手当なり方法論が意見書に書きこまれるべきと考えるが、この点はどう考えるか。との質疑に対し、この意見書でいいと考える。また、マレーシアでは、2018年に消費税を無くしている。多くの議論がなされたが、結果的には所得が増え、経済が好循環となり、景気が良くなり税収も増えている。との答弁。また、富裕層に応分の負担を求めれば不足分の財源は生み出せると有るが、その検証はしないといけない。例に挙げているドイツやイギリスは財政基盤も消費税のかけ方も消費税率も全然違う。同一に考えていいと考えるのか。との質疑に対し、ドイツなど他国では、賃金も上がっている。生活費非課税という部分も多い。そう言ったところも包括して、消費税は本丸だと感じている。税のあり方はこの先論じるべきだと考えている。との答弁。さらに、不公平税制を言えば、分離課税があげられ、持っている資産総額に課税をすべきだと考えるが、そうし

た多角的な内容を盛り込んだ意見書としてほしかったが、この点はどうか。との質疑に、次の機会があれば、熟慮したい。今回は、市民が各戸を訪問して、3,000筆もの署名を集めて請願を行っている。この点を伝えたい。との答弁。さらに、毎日の生活に困っている人たちが、どういう風に消費力を高め、経済が活性化するのか、消費力が高まっていないと社会保障の財源はマイナスになる。この点はどう考えるのか。との質疑、減税分が家庭の財源になるので、その分は消費に回ると思う。との答弁がなされ、さらに、先々、子どもたちの将来を考えた時に、5%に下げて大丈夫なのか。その見解を聞きたい。との質疑に、各国が実施していて、マレーシアでは税収が増えた実績もある。そうしたところも見てもらいたい。議員は地域住民の声を聴いて、そういう声もあるのだとぜひ知ってもらいたい。との答弁。また、10%にあげた時に、システム改修等で多額の経費を充てている事業者は、税率を下げれば、また負担がかかると思うが、そこはどう考えているのか。との質疑に、政策がコロコロ変わるのはよくないが、その場合は国が手立てをとるとのことだと考える。との答弁がされた。

その後、委員の意見で、増税で集まった税のどのくらいが福祉に使われたか調べると、1/3くらいしか使われていない。お小遣いで買物をする子ども、年金で暮らす高齢者、新型コロナウイルスの影響で休みが多くなった若者も、景気が悪くても税率は変わらない。税は、所得に応じて出す。それが豊かな社会だと思う。米国では、大富豪の団体が「私たちに課税を」と訴えている記事を見た。大富豪への優遇税制が、米国で格差を広げた。消費税の増税に対して、法人税などを減税して格差を広げた日本と通じるところがあるのではないかと。国にもっと賢い選択をしてほしい。苦しい人の声を聞いてほしい。そのために地方の声を届けたい。また、重税であっても、適正に使われれば、耐えられる。集め方と使い方がマズイことは同感。税のあり方などを包括した意見書にしてほしかった。この先、社会保障費は膨らみ、財源は消費税しかない。理解できる部分は多いが、足りない部分が多すぎる。他に、5%に下げたら、国民が安心して暮らせなくなる気がする。消費税こそ社会保障の為に使われる税源だと思う。下げるより、有効に使ってほしい。他にも、税金は少ない方がありがたいが、財源は必要。増税で少子化対策なども始まっており、それらへの対応がはっきりしない。国も地方も財源は必要で、どこかから集めなければいけない。税には所得再分配機能があ

る。法人税などの問題もあるのであれば、そこも見通しをつけて物申すのが本来だと感じる。といった意見が出された。

討論では、「不採択を求める討論で、所得再分配の不公平感の解消が第一義。社会保障制度の為に税が使われるべきだと考える。現状税の4本柱の一つである消費税外すことはあり得ない。下げた時の対応が抜けている意見書では不完全。茅野市議会として、完璧に出せるって言うものでなければ同意できない。」

採択を求める討論では、「コロナ禍で生活が厳しくなっているとの声をよく聞く。税金は経済状況に応じて弾力的にやるものだと考える。コロナ禍で支え合って暮らす賢い検討をしてほしい。消費税が入る中で、法人税が安くなり大企業が有利になり、中堅企業は恩恵がなく厳しいとの声を聞く。国に賢い選択をしてほしいとの想いで賛成する」

採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決しましたことをご報告いたします。

(以上)

令和2年9月定例会 経済建設委員会委員長報告

それでは、ただいまから、経済建設委員長報告をいたします。

9月定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案1件です。

去る9月15日、午後2時から、委員会を開催し、関係部課長に出席いただき、審査いたしました。議長の指示に従い、報告いたします。

議案第42号は、「市道路線の認定について」であります。

これは、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものです。

場所は、湖東上菅沢地籍、路線名、ブロック番号3、路線番号、4201号線、起点、湖東7665の1番地先、終点、湖東7665の3番地先、延長、37.0メートル、幅員、6.0メートルから10.2メートルです。

宅地造成に伴い新設された道路の認定です。

当委員会では、現地調査を行いました。

質疑では、認定道路の勾配と雨水の処理方法について、質問がありました。

市側からは、道路の勾配は0.55%で、雨水は接続する市道の側溝に排水する。との回答でした。

討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

(以上)

令和 2 年 9 月定例会 福祉教育委員会委員長報告

それでは、ただいまから福祉教育委員長報告をいたします。

9 月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案 1 件、陳情 1 件です。去る 9 月 15 日、午後 2 時 30 分から、所管部課長に出席いただき、委員会を開催し、審査いたしました。議長の指示に従い順次ご報告いたします。

議案第 47 号は、「茅野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」であります。

これは、子ども・子育て支援法附則第 2 条第 4 項等に基づく、子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る検討結果により講じられたこと等による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するためのものです。

委員からの「運営に関する基準がどのように変わったのかわかりやすく説明していただきたい」との質疑に対し、市側からは、「今回の改正は、主には地域型保育事業所を卒園した児童の受け皿となる連携施設制度のあり方についての改正である。地域型保育事業とは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 種類であるが、現在茅野市にはない事業である。この地域型保育事業は、原則 2 歳までの未満児を預かる保育施設である。そこを、卒園する際、保育園、認定こども園等の連携施設を確保すべきである。また、卒園後も引き続き教育保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の連携施設の確保を不要とすべきであると改正された。国の基準に従い、条例の改正をする」という答弁でした。

また、別の委員から「茅野市には地域型保育事業の施設がないということだが、条例の改正は必要があるのか」という質疑に対し、市側からは「国の法令を参酌し、市町村で条例を定めるようにと決まりがあり、今後、家庭的保育事業の認可をする時など、規定を前もって定めておく必要がある。」という答弁でした。さらに別の委員から「現在、茅野市ではない地域型保育事業の、今後の取り

組みについてどうお考えかお聞きしたい」という質疑に対し、市側からは「家庭的保育事業等は、認可に伴う最低基準が条例で定められているのでそれに従って進めていく。現在は、今の保育所でほとんど足りている状況の中で小規模の保育をするというところは、今のところあまりないと考えている。ただし事業所内保育事業の希望は、今後出てくる可能性はあると考えている」という答弁でした。討論はありませんでした。

当委員会といたしましては、審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

陳情4は、「感染症流行時や災害発生時の『学びの保障』について検討する会議の設置を求める陳情」です。

これは、子どもたちの緊急時における「学びの保障」や「学校機能の維持」の強化を進めるための専門家会議を茅野市に設置することを求める陳情です。

提出者は、こどもの学びを広げ隊 村上陽一氏です。

委員会に先立ち、提出者から説明を受け、また、市側の所見を聞いたうえで審査を行いました。委員から賛否の意見が出たため、討論では、反対討論として

「市にはすでにいろんな会議体がある。その強化をしていく必要はあると思うが、新たな会議の設置というまでは賛成できないので不採択。」

「新たな会議の設置への気持ちはわかるが、今、市の取組が進んでいるので、不採択。」

「新たな会議を設置するには条例を設定するしかない。そこまではできない。また条例ではない私的な会議は、市長の権限で、議会が口出すことではない。

よって不採択。」

賛成討論として、「会議の設置は考える必要がある。それほど非常識なことではないと感じているので採択。」

「現在、様々な会議はあるが、意見を集約するような協議体みたいなものはない。平時から感染症や災害発生時の、子どもたちの学びについて検討する会議があるべきだと思うので、採択。」などの討論がされました。

採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決しましたことをご報告いたします。

(以上)

令和2年9月定例会 予算決算委員会委員長報告

本定例会において、予算決算委員会に付託されました案件は、令和2年度補正予算2件及び令和元年度各会計の歳入歳出決算の認定及び剰余金の処分についての9件、合計11件でございます。

当委員会は、会期日程に従い委員会を開催し、去る9月8日に補正予算の審査を、9月10日、11日の2日間で決算審査を、理事者、所管部課長等の出席をいただき、行いました。議長の指示に従い、順次、報告いたします。

議案第48号は、「令和2年度茅野市一般会計補正予算（第5号）について」です。

これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,932万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ322億5,990万7千円とするものです。

補正の主な内容は、歳出では、補正増で、

地域公共交通事業費で、AIオンデマンドを取り入れた実証実験のための委託料など4,600万円。

税務事務費で、市税の過年度分の過誤納還付金が見込みより増額となったことによる償還金利子及び割引料の補正増2,000万円。

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費で、高齢者福祉施設等における防災・減災対策や新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のための補助金1,479万9千円。

市単土地改良事業費で、7月上旬からの長雨による農業用施設の復旧作業に係る経費1,300万円。

新型コロナウイルス感染症対策支援事業費で、中小企業者等に対する従業員の雇用維持のための支援金3,000万円。

補正減で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、中止を決定した議員活動研修費など15の事業費2億624万2千円の減額を行っています。

歳入の主な内容は、市税の補正減1億円、地方交付税の補正増9,579万8千円、使用料及び手数料の補正減3,526万4千円、国庫支出金の補正増7億1,600万7千円、県支出金の補正増1億2,875万円、繰入金の補正減8億

531万3千円、市債の補正減6,250万円となっています。

なお、補正額0円の26の事業では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、国の臨時交付金や県の消費促進事業補助金などを特定財源とし、財政調整基金繰入金などの一般財源を減額する財源振替を行っています。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第49号は、「令和2年度茅野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」です。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,007万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ8億3,259万5千円とするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合の会計処理の都合上、令和2年4月、5月分の保険料を令和元年度では納付せず、令和2年度に繰り越した上で、広域連合に納付するものです。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第50号は、「令和元年度茅野市一般会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和元年度の歳入決算額は265億9,519万6,020円、歳出決算額は259億2,717万2,551円で、歳入歳出差引残額は6億6,802万3,469円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億948万円を差し引き、実質収支額は5億5,854万3,469円となりました。

歳入歳出決算書及び事項別明細説明書に加え、主要な施策の成果を説明する書類（補足資料）の提出をいただき、審査の参考といたしました。

討論では、反対討論として、次のような意見がありました。

「国保の運営は厳しく、一昨年度、国保税を約10%、世帯平均で約1万円上げたにもかかわらず、2年続けて赤字である。原因は、国庫負担の減少で、一般会計からの法定外繰入れが必要ではないか。こうした方法をとらず、国保加入者への負担増を続けており、同意できない。また、マイナンバーカードを使った住

民票等のコンビニ交付については、1件当たり8千円を超す支出を続けている。国からの財政支援があるとはいえ、費用対効果の面で、同意できない。

さらに、パートナーシップのまちづくりの面で、例えば、永明小学校、永明中学校の建替えにおいて、関係者としてしっかり向き合い、取り組んでいると思っているが、茅野駅西口駅前広場リニューアル基本計画策定や地域創生総合戦略策定において、有識者委員会などの意見を重視するなど、パートナーシップのまちづくりから、離れているのではないかと危惧する。こうしたことから、認定には反対である。」というものでした。

また、賛成討論として、次のような意見がありました。

「消費税率の引上げや幼児教育の無償化など、制度改革の中、若者に選ばれるまちに向け、各種事業を着実に実施した。台風19号や新型コロナウイルス感染症の対応など、不測の事態の中、全体を通じて適正に予算が執行されていると判断し、認定に賛成である。」というものでした。

当委員会といたしましては、討論、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第51号は、「令和元年度茅野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和元年度の歳入決算額は58億9,126万9,323円、歳出決算額は57億6,520万9,351円で、歳入歳出差引残額は1億2,605万9,972円となり、同額が実質収支額となりました。

討論では、反対討論として、次のような意見がありました。

「国保加入者の状況が悪くなっている中、一般会計からの繰入れをずっとお願いしているが、なかなか実現しない。繰入れがない結果、単年度収支では赤字になっている。繰越金と基金は減っていく一方で、いつかは破綻ということになりかねない。認定には反対である。」というものでした。

また、賛成討論として、次のような意見がありました。

「一般会計からの繰入れを増やすことは、国民健康保険以外の市民の負担を増やすことになるので、慎重な検討が必要である。このような状況の中、令和元年度においては、加入者の負担を考慮し、税率改正することなく、適切に運営がで

きたと評価し、認定には賛成である。」というものでした。

当委員会といたしましては、討論、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第52号は、「令和元年度茅野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」です。

令和元年度の歳入決算額は7億9,414万6,997円、歳出決算額は7億6,407万6,097円で、歳入歳出差引残額は3,007万900円となり、同額が実質収支額となりました。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第53号は、「令和元年度茅野市国民健康保険診療所特別会計決算の認定及び剰余金の処分について」です。

令和元年度の収益的収入及び支出では、収入は診療事業収益が2億1,149万7,454円、支出は診療事業費用が2億1,982万5,864円です。

資本的収入及び支出では、収入は353万2,000円、支出は706万4,496円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額353万2,496円は過年度分損益勘定留保資金で補填しています。

損益の状況は、

医業収益は1億9,606万5,135円で、医業費用は2億1,263万716円で、医業利益はマイナス1,656万5,581円であります。

医業外収益は1,155万9,909円、医業外費用は137万1,480円で、医業外収支は1,018万8,429円であります。

附帯事業収益は387万2,410円、附帯事業費用は582万3,668円で、附帯事業収支はマイナス195万1,258円であります。

以上により、経常利益はマイナス832万8,410円となります。

当年度純利益も、同額のマイナス832万8,410円であります。

前年度繰越利益剰余金が1億1,704万5,886円ですので、当年度未処分

利益剰余金は1億871万7,476円となります。

剰余金処分案は、同額を翌年度に繰り越す、とするものです。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり、決算については認定を、剰余金の処分については可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第54号は、「令和元年度茅野市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について」です。

令和元年度の収益的収入及び支出では、収入は水道事業収益が13億6,924万4,464円、支出は水道事業費用が10億5,658万273円です。

資本的収入及び支出では、収入は1億1,253万6,480円、支出は7億6,291万6,124円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億5,037万9,644円は、損益勘定留保資金4億2,832万5,960円、建設改良積立金1億1,369万7,553円、減債積立金5,762万699円及び消費税資本的収支調整額5,073万5,432円で補填しています。

損益の状況は、

営業収益は11億1,432万3,289円、営業費用は9億9,984万3,855円で、営業利益は1億1,447万9,434円であります。

営業外収益は1億6,175万4,325円、営業外費用は1,983万922円で、営業外収支は1億4,192万4,233円であります。

以上により、経常利益は2億5,640万3,667円となり、特別利益、特別損失はなく、当年度純利益は、経常利益と同額の2億5,640万3,667円で、その他未処分利益剰余金変動額が1億7,131万8,252円で、当年度未処分利益剰余金は4億2,772万1,919円となります。

剰余金処分案は、減債積立金に1億2,318万384円を積み立て、資本金に3億454万1,535円を組み入れる、とするものです。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり、決算については認定を、剰余金の処分については可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第55号は、「令和元年度茅野市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について」です。

令和元年度の収益的収入及び支出では、収入は下水道事業収益が23億9,438万6,267円、支出は下水道事業費用が19億9,675万4,355円です。

資本的収入及び支出では、収入は3億3,645万7,750円、支出は16億8,753万9,773円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額13億5,108万2,023円は、損益勘定留保資金12億2,036万7,817円、減債積立金1億1,090万9,610円及び消費税資本的収支調整額1,980万4,596円で補填しています。

損益の状況は、

営業収益は13億5,866万9,238円、営業費用は17億2,690万8,443円で、営業利益はマイナス3億6,823万9,205円であります。

営業外収益は9億3,022万7,817円、営業外費用は1億8,416万1,296円で、営業外収支は7億4,606万6,521円であります。

以上により、経常利益は3億7,782万7,316円であります。

特別利益、特別損失はなく、当年度純利益は同額の3億7,782万7,316円で、その他未処分利益剰余金変動額が1億1,090万9,610円で、当年度未処分利益剰余金は4億8,873万6,926円となります。

剰余金処分案は、減債積立金に9,035万7,430円を積み立て、資本金に3億9,837万9,496円を組み入れる、とするものです。

当委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致により、原案のとおり、決算については認定を、剰余金の処分については可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

議案第56号から第58号までの3議案は、財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第56号は、「令和元年度茅野市米沢鋳物師屋財産区特別会計歳入歳出決

算の認定について」。

議案第57号は、「令和元年度茅野市豊平下菅沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。

議案第58号は、「令和元年度茅野市泉野大日影財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

当委員会といたしましては、3議案とも、全会一致により、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

(以上)